

愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業

入札説明書

令和4年11月

愛知県

目次

第1章 対象事業	1
(1) 事業名	1
(2) 事業場所	1
(3) 工期	1
(4) 事業内容	1
(5) 予定価格等	1
(6) 入札方法等	1
(7) 事業方式	2
(8) 要求水準	2
(9) 予想されるリスクと責任分担	2
第2章 応募に関する事項	3
1 応募者の構成	3
(1) 共同企業体の結成方法	3
(2) 代表法人の指定	3
2 統括責任者等の配置	3
(1) 統括責任者の配置	3
(2) 設計業務管理技術者の配置	3
(3) 工事監理業務管理技術者の配置	3
(4) 現場代理人の配置	3
(5) 監理技術者の配置（共同企業体の場合は代表企業）	3
(6) 主任技術者の配置	4
(7) 移転支援業務管理者の配置	4
3 応募者の入札参加資格等	4
(1) 応募者に共通する参加資格	4
(2) 各業務の参加資格	6
(3) 単体企業の応募者の参加資格	7
(4) 共同企業体を結成する応募者の参加資格	8
(5) 共同企業体の構成員の条件	8
第3章 落札者決定に関する事項	9
1 落札者の決定スケジュール	9
2 落札者の決定方法	9
3 入札手続等	10
(1) 入札説明書等の公表・交付	10
(2) 現地見学会	10
(3) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答	11
(4) 資料の貸出の手続き	11
(5) 応募申込書類の受付	12
(6) 競争入札参加資格審査結果の通知	12
(7) 入札書等及び技術提案書の作成に関する質問の受付及び回答	13
(8) 入札書等及び技術提案書の受付	13
(9) 開札	14
(10) プレゼンテーション・ヒアリング	14

(11) 審査結果の通知.....	14
(12) 最優秀提案者として決定されなかった者に対する理由の説明.....	14
(13) 入札の棄権.....	15
(14) 入札の辞退.....	15
(15) 入札の中止及び延期.....	15
(16) 入札の無効.....	15
(17) 入札保証金.....	15
4 提出書類の取扱い.....	15
(1) 著作権.....	15
(2) 特許権等.....	16
(3) 契約に至らなかった応募者の取り扱い.....	16
(4) 提出書類の返却.....	16
5 その他.....	16
(1) 県からの提示資料の取扱い.....	16
(2) 複数提案の禁止.....	16
(3) 使用言語、単位及び時刻.....	16
第4章 契約に関する事項.....	17
1 代表法人の責務.....	17
2 基本協定の締結.....	17
3 事業契約の締結.....	17
4 議会の議決.....	17
5 契約書の作成の要否.....	17
6 契約の保証.....	17
7 請負代金.....	18
(1) 請負代金の構成.....	18
(2) 支払方法.....	19
(3) 各段階での請負代金額の決定方法.....	20
(4) 実施設計完了後の変更契約時以降の請負代金内訳書の作成方法.....	21
(5) 設計変更以外の請負代金額の改定方法考え方.....	22
(6) 提案内容の履行の確保.....	23
第5章 その他.....	25
1 関連情報を入手するための照会窓口.....	25
2 特定の不正行為に対する措置.....	25
3 その他.....	25
別表 リスク分担表.....	27

<付属資料>

- 付属資料1 要求水準書
- 付属資料2 落札者決定基準
- 付属資料3 様式集
- 付属資料4 基本協定書（案）
- 付属資料5 設計・工事等請負契約書（案）
- 付属資料6 愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業共同企業体取扱要領

<別添資料>

- 別添資料 1 諸室配置の考え方と必要な仕様等
- 別添資料 2 諸室と仕上リスト
- 別添資料 3 機能相関図

<貸出資料>

- 貸出資料 1 豊田加茂総合庁舎建替基本構想（2022年3月）
- 貸出資料 2 変更基本計画案（2022年10月）
- 貸出資料 3 既存庁舎等図面
 - ・ 1_豊田加茂総合庁舎耐震改修工事
 - ・ 2_豊田加茂総合庁舎耐震改修工事竣工図
 - ・ S48 豊田総合庁舎整備工事（契約図・竣工図）別館
 - ・ S56 豊田事務所非常用発電機取替等整備工事【契約図・竣工図】
 - ・ S59 豊田事務所機械室棟建設工事
 - ・ S59 豊田事務所庁舎管工事
 - ・ S59 豊田事務所庁舎管工事【竣工図】
 - ・ S59 豊田事務所庁舎空調工事
 - ・ S59 豊田事務所庁舎空調工事【竣工図】
 - ・ S59 豊田事務所庁舎建築工事
 - ・ S59 豊田事務所庁舎電気工事
 - ・ 施設台帳（配置図） A1G01233_0
 - ・ 施設台帳（豊田総合庁舎）
 - ・ 別館 平面図・立面図
 - ・ 豊田総合事務所庁舎電気工事
 - ・ 平成30年度 豊田加茂総合庁舎長寿命化改修調査 報告書（抜粋）
- 貸出資料 4 公図・地積測量図
- 貸出資料 5 インフラ整備状況
- 貸出資料 6 既存防災無線アンテナ設備
- 貸出資料 7 防災無線参考図
- 貸出資料 8 豊田加茂総合庁舎非常用発電機等整備工事

【注記】

貸出資料については、応募者の責任において使用すること。貸出資料と現地と相違がある場合は現地を優先するものとし、その場合、県は一切の責任を負わないものとする。

<用語の定義>

本入札説明書において使用する用語の定義は本文中に特に定めるものを除き次の通りとする。

用語	説明
入札説明書等	入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、別添資料、貸出資料、落札者決定基準、様式集、共同企業体取扱要領、基本協定書（案）、設計・工事等請負契約書（案）、設計・工事等請負契約約款並びにこれら資料に対する質問回答を総称したものをいう。
技術提案書	入札参加者が入札説明書等に基づき作成し期限内に提出した書類、図書、県からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
応募者	本事業に係る入札に参加しようとする者をいう。
入札参加者	本事業に係る入札書等及び技術提案書を期限内に提出した者をいう。
委員会	本事業に係る技術提案書の審査を行う愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業に係る総合評価審査委員会のことをいう。
最優秀提案者	入札説明書等で定める方法をもって、入札参加者の提案内容に対して委員会で審査を行い、総合評価が最も高い提案を行った者をいう。
落札者	入札説明書等で定める方法をもって、設計・工事等請負契約の締結を予定する者として県が決定した者をいう。
特許権等	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

第 1 章 対象事業

(1) 事業名

愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

豊田市元城町地内

(3) 工期

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

※令和 8 年 3 月 31 日までに新総合庁舎の引渡しを完了すること。

(4) 事業内容

愛知県豊田加茂総合庁舎整備に係る設計、工事監理、施工及び移転支援業務

ア 建物用途	新築	総合庁舎、車庫、倉庫、自転車置場
	移転・改修	防災倉庫（既設移転）、発電機棟（既設改修）
	取壊し	総合庁舎（本館、別館）、車庫、倉庫、自転車置場、機械室棟、ブ ロア一室
イ 規模	延べ面積 5,100 m ² 程度	

(5) 予定価格等

ア 予定価格	金 3,907,426,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 355,220,545 円)
イ 調査基準価格	無
ウ 失格判断基準	有 入札価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額が予定価格を上回った 入札は失格とする。
エ 最低制限価格	無

(6) 入札方法等

ア 本入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札を適用します。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用されます。

イ 本事業に係る入札は総額で行うものとし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて事業費内訳書を提出してください。

(7) 事業方式

本事業は、要求水準書及び総合評価技術資料（以下「技術提案書」という。）に基づき設計業務、工事監理業務、施工業務（取壊し工事、環境整備工事を含む）及び移転支援業務を一括して発注する設計・施工一括発注方式を採用します。

(8) 要求水準

本事業において要求する水準は、「付属資料1 要求水準書」に定めます。これは、本事業を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、県が本事業に求める内容及び品質を満たすべき最低限の水準を示すものです。

(9) 予想されるリスクと責任分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方に基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い施設整備を目指すものであり、事業者が担当する業務については事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても原則として事業者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については県が責任を負うものとします。

イ 予想されるリスクと責任分担

本事業における県と事業者の責任分担は、原則として、別表「リスク分担表」によることとします。

第2章 応募に関する事項

1 応募者の構成

本事業の入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を備えた単体企業又は共同企業体とします。

(1) 共同企業体の結成方法

共同企業体の結成方法は、「付属資料6 愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業共同企業体取扱要領」に準拠することとします。

(2) 代表法人の指定

共同企業体を結成する場合は、構成員の中から共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表法人」という。）を定める必要があります。

2 統括責任者等の配置

(1) 統括責任者の配置

単体企業又は共同企業体の代表法人は、本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者（以下「統括責任者」という。）を配置しなければなりません。

(2) 設計業務管理技術者の配置

単体企業又は共同企業体の設計業務を担当する構成員は、設計業務を統括する管理技術者（以下「設計業務管理技術者」という。）を設計業務の開始から施工業務の完了まで配置しなければなりません。なお、設計業務管理技術者は、工事監理業務を統括する管理技術者（以下、「工事監理業務管理技術者」という。）を兼ねることができます。

(3) 工事監理業務管理技術者の配置

単体企業又は共同企業体の工事監理業務を担当する構成員は、工事監理業務管理技術者を工事監理業務の開始から施工業務の完了まで配置しなければなりません。なお、工事監理業務管理技術者は、設計業務管理技術者を兼ねることができます。

(4) 現場代理人の配置

単体企業又は共同企業体の施工業務を担当する構成員は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、設計・工事等請負契約約款（以下「約款」という。）第13条第2項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使する現場代理人（以下「現場代理人」という。）を配置しなければなりません。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができます。

(5) 監理技術者の配置（共同企業体の場合は代表企業）

単体企業又は共同企業体の施工業務を担当する第1位の構成員は、建設業法第26条に定める監理技術者を専任で配置しなければなりません。なお、監理技術者は、現場代理人を兼ねることができます。

(6) 主任技術者の配置

施工業務を行う第2位の構成員は、主任技術者を施工現場に専任で配置しなければなりません。

(7) 移転支援業務管理者の配置

単体企業又は共同企業体の移転支援業務を担当する構成員は、移転支援業務を統括する管理者を移転支援業務の開始から移転支援業務の完了まで配置しなければなりません。

3 応募者の入札参加資格等

入札参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、競争入札参加資格確認申請書の提出期限日とします。なお、基準日以降、落札者決定日までに入札参加資格を欠く事態に至った場合には、入札参加資格を有しないものとして落札者としません。

(1) 応募者に共通する参加資格

応募者である単体企業及び共同企業体の代表法人並びに各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本事業の入札への参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書兼誓約書等（以下「応募申込書類」という。）の提出日から落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 本事業の応募申込書類の提出日から落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

オ 本事業に係る発注者支援業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある企業でないこと。

a 「本事業に係る発注者支援業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

受託者①：ランドブレイン株式会社

受託者②：株式会社都市造形研究所

受託者③：名城法律事務所

b 「当該受託者と資本関係又は人的関係がある企業」とは、次の(a)から(c)のいずれかに該当する者です。

(a) 資本関係

発注者支援業務等の受託者と企業の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- ① 親会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(b) 人的関係

発注者支援業務等の受託者と企業の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、①については会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 一 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 二 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 三 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 四 組合の理事
 - 五 その他業務を執行する者であって、一から四までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(c) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

発注者支援業務等の受託者と企業の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記 (a) 又は (b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 各業務の参加資格

ア 設計業務及び工事監理業務（以下「設計業務等」という。）を行う企業の参加資格

- (ア) 愛知県が発注する設計業務において、建築設計に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ウ) 設計業務を行う企業は、過去 10 年間（平成 24 年 4 月 1 日から応募申込書類を提出する前日まで）に完成した次の条件を満たす建築物の実施設計業務を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の 10 分の 2 以上のものを対象とします。

延べ面積 1,000 m²以上の庁舎又は事務所に類する建築物の新築・増築に係る実施設計業務。ただし、複合施設の場合は、別用途（庁舎又は事務所以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上の場合に限る。なお、増築の場合は、増築部分の面積が 1,000 m²以上に限る。

- (エ) 設計業務管理技術者は、次の(a)から(c)までの要件を満たす者を配置すること。
 - (a) 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。
 - (c) (ウ) に示す実績に係る実施設計業務に従事した経験を有すること。なお、過去に所属した企業等における経験を含むものとし、当該期間に当該企業等に所属し、従事したことが確認できる場合に限ります。
- (オ) 工事監理業務を行う企業は、過去 10 年間（平成 24 年 4 月 1 日から応募申込書類を提出する前日まで）に完成した次の条件を満たす建築物の工事監理業務を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の 10 分の 2 以上のものを対象とします。

延べ面積 1,000 m²以上の庁舎又は事務所に類する建築物の新築・増築に係る工事監理業務。ただし、複合施設の場合は、別用途（庁舎又は事務所以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上の場合に限る。なお、増築の場合は、増築部分の面積が 1,000 m²以上に限る。

- (カ) 工事監理業務管理技術者は、次の(a)から(c)までの要件を満たす者を配置すること。
 - (a) 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。
 - (c) (オ) に示す実績に係る工事監理業務に従事した経験を有すること。なお、過去に所属した企業等における経験を含むものとし、当該期間に当該企業等に所属し、従事したことが確認できる場合に限ります。

イ 施工業務を行う企業の参加資格

- (ア) 愛知県が発注する建設工事において、建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 愛知県が発注した建築工事業に係る工事のうち、過去 2 か年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）に完了し、及び引き渡した工事の実績がある場合においては、当該業種工事成績評定点の平均点が 60 点以上であること。

(エ) 施工業務を行う第 1 位の構成員は、令和 4 年度及び令和 5 年度の愛知県における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が 1,200 点以上であること。

(オ) 施工業務を行う第 1 位の構成員は、過去 10 年間（平成 24 年 4 月 1 日から応募申込書類を提出する前日まで）に完成した次の条件を満たす建築物の建築工事の施工業務を元請として実施した実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の 10 分の 2 以上のものを対象とします。

延べ面積 1,000 m ² 以上の庁舎又は事務所に類する建築物の新築・増築に係る施工業務。ただし、複合施設の場合は、別用途（庁舎又は事務所以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上の場合に限る。なお、増築の場合は、増築部分の面積が 1,000 m ² 以上に限る。

(カ) 施工業務を行う第 2 位の構成員は、令和 4 年度及び令和 5 年度の愛知県における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が 730 点以上であること。

(キ) 本事業の現場代理人及び監理技術者として次の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。なお、現場代理人と監理技術者は両者を兼ねることができます。

(a) 施工業務を行う企業に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(b) 監理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(c) 監理技術者は、(オ) に示す実績に係る施工業務に従事した経験を有すること。なお、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験とします。

(d) 監理技術者は、契約後、他の工事に従事しても良いが本事業の打合せ等には参加すること。なお、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しません。

(ク) 施工業務を行う第 2 位の構成員は、主任技術者として次の(a)及び(b)の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。

(a) 国家資格を有すること。

(b) 施工業務を行う構成員の企業に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(3) 単体企業の応募者の参加資格

ア 前項の設計業務等を行う構成員及び施工業務を行う構成員の参加資格（第 2 章 3（3）ア、並びにイ（ア）から（オ）及び（キ））を全て満たすこと。

イ 単体企業として応募申込書類を提出した場合、共同企業体の構成員として応募申込書類を提出することはできません。

(4) 共同企業体を結成する応募者の参加資格

共同企業体を結成する応募者の構成員は、2以上の共同企業体の構成員でないこととします。

また、共同企業体として応募申込書類を提出した場合は、その構成員は単体企業として応募申込書類を提出することはできません。

(5) 共同企業体の構成員の条件

入札に参加を希望する者の間に以下のアからウまでのいずれかに該当する関係がないこと（該当する者の全てが共同企業体の代表法人となる構成員以外の構成員である場合を除く。）。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

第3章 落札者決定に関する事項

1 落札者の決定スケジュール

本事業における落札者の決定スケジュール（予定）は、次のとおりとします。

スケジュール（予定）	内容
令和4年 11月15日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
11月15日～12月15日	資料の貸出の手続き
11月15日～11月22日	現地見学会の参加申込
11月28日	現地見学会
11月15日～12月5日	入札説明書等に関する質問の受付
12月12日頃	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
12月6日～12月15日	参加表明書・競争入札参加資格確認申請書等の受付
12月23日	競争入札参加資格審査結果の通知
12月6日～12月26日	入札書等・技術提案書に関する質問の受付
12月23日～1月6日	競争入札参加資格がないとされた応募者からの理由説明の受付
令和5年 1月13日頃	入札書等・技術提案書に関する質問に対する回答期限
1月16日頃	競争入札参加資格がないとされた応募者からの理由説明に対する回答期限
2月13日～2月24日	入札書及び技術提案書の受付
2月27日	開札
3月13日	プレゼンテーション・ヒアリング
3月14日	最優秀提案者の決定・審査結果の通知
3月23日	最優秀提案者として決定されなかった者からの理由説明の受付
3月30日	最優秀提案者として決定されなかった者からの理由説明に対する回答期限
3月30日	落札者の決定
3月下旬～4月上旬	審査講評の公表
4月上旬	基本協定の締結
4月中旬	事業仮契約の締結
7月中旬	事業契約の締結

2 落札者の決定方法

落札者の決定の方法は、「付属資料2 愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業 落札者決定基準」に基づき、第1章（5）アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による点数の合計が最も高いものが複数ある場合には、技術評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定し、技術評価点が同点の場合は、技術提案書「様式4-2-4」に係る技術評価点が最も

高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。また、技術提案書「様式 4-2-4」に係る技術評価点が同点の場合は、委員による合議により最優秀提案者を選定します。

県は、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに、入札参加者全ての評価点、評価内容を公表します。

3 入札手続等

(1) 入札説明書等の公表・交付

県は、入札公告と同時に、県ホームページにて入札説明書等を公表します。入札説明書等の閲覧及び配布を電子化しておりますので、入札説明書等を県ホームページからダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/somubu-somu/toyotakamo-seibi.html>

なお、入札説明書等がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県総務局総務部総務課 総務・人事・広報グループ 担当：米本、板垣、高橋
名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 (郵便番号 460-8501)
電話 052-954-6021(ダイヤルイン)
メールアドレス：somubu-somu@pref.aichi.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和 4 年 11 月 15 日 (火) 午前 9 時から令和 4 年 12 月 15 日 (木) 午後 5 時まで

(2) 現地見学会

本事業に係る理解向上等のため、現地見学会を、下記の日時、場所で開催します。

ア 開催日時

令和 4 年 11 月 28 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時まで

イ 集合場所

愛知県豊田加茂総合庁舎 (住所：豊田市元城町四丁目 45 番 1 号) 別館第 1 会議室

ウ 参加申込方法

本事業に参加を希望し、現地見学会への参加を希望する者は、「現地見学会参加申込書(様式 1-1)」に必要事項を記入のうえ、電子メールにて下記申込先に提出してください。

- ・メールタイトルは「愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業に係る現地見学会参加申込(企業名)」と明記すること。
- ・電子メールの送信後、下記の申し込み先に着信確認を行うこと(土、日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く))。
- ・車での来場は不可とする。
- ・参加人数は 1 社 2 名までとすること。

※申込多数の場合は参加人数の制限を設ける場合がございます。

エ 参加申込期間

令和 4 年 11 月 15 日 (火) から令和 4 年 11 月 22 日 (火) まで(土及び日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで)

オ 申し込み先及び問い合わせ先

第3章3（1）アと同じ。

（3）入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札への参加を検討するにあたって、入札説明書等（要求水準書及び落札者決定基準を除く）の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式 1-2）を提出することができます。回答内容については、入札説明書等と同等の効力を持つものとします。

ア 受付期間

令和4年11月15日（火）から令和4年12月5日（月）まで（土、日及び休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

イ 提出方法

質問書（様式 1-2）により作成し、電子メールにて下記提出先に提出してください。件名を「愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業に係る質問（企業名）」とし、県担当者まで、電話にて受信の確認をしてください。

ウ 提出先

第3章3（1）アと同じ。

エ 回答時期

令和4年12月12日（月）頃に最終回答予定

オ 回答方法

原則として、県ホームページにおいて、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

アドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/somubu-somu/toyotakamo-seibi.html>

（4）資料の貸出の手続き

必要資料の作成にあたり、次の資料を借用することができます。貸出を希望する者は、持参により「貸出申請書」（様式 1-3）を下記提出先に提出してください。なお、貸出資料の複写及び転載を禁止します。

- | | |
|--------|-------------------------|
| ・貸出資料1 | 豊田加茂総合庁舎建替基本構想（2022年3月） |
| ・貸出資料2 | 変更基本計画案（2022年10月） |
| ・貸出資料3 | 既存庁舎等図面 |
| ・貸出資料4 | 公図・地積測量図 |
| ・貸出資料5 | インフラ整備状況 |
| ・貸出資料6 | 既存防災無線アンテナ設備 |
| ・貸出資料7 | 防災無線参考図 |
| ・貸出資料8 | 豊田加茂総合庁舎非常用発電機等整備工事 |

ア 受付期間

令和4年11月15日（火）から令和4年12月15日（木）まで（土、日及び休日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））

イ 提出先

第3章3（1）アと同じ。

ウ 返却期限・返却方法

令和5年2月24日（金）（土、日及び休日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））までに、エの返却場所に持参により返却してください。

エ 返却場所

第3章3（1）アと同じ。

（5）応募申込書類の受付

ア 入札への参加を希望する者は、参加表明書（様式2-1）、企業概要書（様式2-2）、業務実施体制（様式2-3）及び競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式2-4又は2-5）等（以下「応募申込書類」という。）を持参又は郵送（書留郵便に限る）により、エの提出期間内必着で提出してください。

イ 共同企業体として参加申込をする場合は、応募申込書類と併せて愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業共同企業体取扱要領により、共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式2-6）、愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業共同企業体協定書（様式2-7）及び委任状（様式2-8）（以下「企業体審査申請書等」という。）を持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより、エの提出期間内必着で提出してください。なお、参加表明書の提出後に構成企業の参加資格に変更が生じた場合、構成企業に変更が生じた場合には、参加資格喪失等通知書（様式5-3又は5-4）又は構成企業等変更届（様式5-5又は5-6）を提出してください。

ウ 期限までに、単体企業の場合は応募申込書類、共同企業体の場合は応募申込書類及び企業体審査申請書等の提出をしていない者は入札に参加することができません。

エ 提出期間

令和4年12月6日（火）から令和4年12月15日（木）まで（土及び日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））

オ 提出先

第3章3（1）アと同じ。

（6）競争入札参加資格審査結果の通知

ア 競争入札参加資格審査の結果については、競争入札参加資格確認審査申請を行った応募者（共同企業体として参加申込をした場合は代表法人）に対して書面により令和4年12月23日（金）（予定）までに審査結果を通知します。競争入札参加資格確認審査の結果、要件を満たしている者（以下「資格審査通過者」という。）は第3章3（7）以降の手續に進むことができます。

イ 競争入札参加資格がないとされた応募者は、県に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができます。

（ア）受付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月6日（金）まで（土、日及び休日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））

（イ）提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

（ウ）提出先

第3章3（1）アと同じ。

（エ）回答方法

県は、説明を求めた者に対して、令和5年1月16日（月）頃までに書面により回答を行います。

(7) 入札書等及び技術提案書の作成に関する質問の受付及び回答

資格審査通過者は、入札書等及び技術提案書の作成において質問がある場合は、質問書（様式 1-2）を提出することができます。回答内容については、入札説明書等と同等の効力を持つものとします。

ア 受付期間

令和 4 年 12 月 6 日（火）から令和 4 年 12 月 26 日（月）まで（土及び日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 提出方法

質問書（様式 1-2）により作成し、電子メールにて下記提出先に提出してください。件名を「愛知県豊田加茂総合庁舎整備事業に係る質問（企業名）」とし、県担当者まで、電話にて受信の確認をしてください。

ウ 提出先

第 3 章 3（1）アと同じ。

エ 回答時期

令和 5 年 1 月 13 日（金）頃に最終回答予定

オ 回答方法

原則として、県ホームページにおいて、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

アドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/somubu-somu/toyotakamo-seibi.html>

(8) 入札書等及び技術提案書の受付

資格審査通過者は、入札書等及び技術提案書提出届（様式 3-1 又は 3-2）、入札書等及び技術提案書の提出確認表（様式 3-3）、入札書（様式 3-4 又は 3-5、入札書別紙（事業費内訳書）を含む。）及び要求水準に関する確認書兼誓約書（様式 3-6 又は 3-7）（以下「提案確認書類」という。）及び技術提案書（様式 4）を持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより提出期間内必着で提出してください。

ア 提出期間

令和 5 年 2 月 13 日（月）から令和 5 年 2 月 24 日（金）まで（土、日及び休日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く））

イ 提出場所

第 3 章 3（1）アと同じ。

ウ 提出部数

提案確認書類及び技術提案書については、正本 1 部と副本 2 部及び電子データ（PDF）を提出してください。

エ 提案確認書類及び技術提案書の提出にあたっての留意事項

- ・入札書等及び技術提案書の提出確認表（様式 3-3）を用いて提出する書類を十分に確認した上で提出してください。
- ・提出された提案確認書類及び技術提案書に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は応募者に返却しません。
- ・提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

オ 技術提案書の作成にあたっての留意事項

- ・ 付属資料1「要求水準書」の内容を踏まえ、付属資料3「様式集」を用いて、付属資料2「落札者決定基準」の第2章7「提案評価項目及び配点」に示す内容について提案してください。
- ・ 原則、文字の大きさは10ポイント以上とします。具体的な提案図等の文字は、8ポイント以上とします。
- ・ 特定の者と判断できる企業名、作品名、記号、ふちどり等の記載を禁止します。
- ・ 文章を補完するための写真、イラスト、提案図の使用は認めます（カラーは可とします）。
- ・ 規定ページ数をオーバーした場合、超過した以降の内容は評価しません。

(9) 開札

県は、令和5年2月24日（金）の提案確認書類及び技術提案書の提出締め切り後、以下の日時に開札を行い、入札書に記載された入札価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額が予定価格を超えていないことを確認します。入札価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額が予定価格を超える場合は失格とします。この開札は、入札価格の確認の場であり、各応募者の入札価格の公表は行いません。

ア 開札日時

令和5年2月27日（月）午前10時

イ 開札場所

愛知県庁総務局総務部総務課

(10) プレゼンテーション・ヒアリング

応募者に対して令和5年3月13日（月）頃（予定）に提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。委員会において応募者が提案内容に関するプレゼンテーションを行い、選定委員が質疑等のヒアリングを行うことを想定しています。

実施日時、開催場所及び進め方等の詳細については、応募者（共同企業体として参加申込をした場合は代表法人）に対して後日連絡します。

なお、プレゼンテーション及びヒアリング開始時刻に遅刻又は欠席した応募者は失格とします。

(11) 審査結果の通知

審査結果は、令和5年3月14日（火）以降にプレゼンテーション・ヒアリングを行った応募者（共同企業体として参加申込をした場合は代表法人）に書面で通知します。

(12) 最優秀提案者として決定されなかった者に対する理由の説明

最優秀提案者として決定されなかった者は、県に対して、次に従い書面によりその理由について説明を求めることができます。

ア 提出期限

令和5年3月23日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

ウ 提出先

第3章3（1）アと同じ。

エ 回答方法

県は、説明を求めた者に対して、令和5年3月30日（木）頃（予定）までに書面により回答を行います。

(13) 入札の棄権

資格審査通過者が提案確認書類及び技術提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものと見なします。

(14) 入札の辞退

資格審査通過者が入札を辞退する場合は、辞退届（様式 5-1 又は 5-2）を下記に持参すること。

ア 提出期限

令和5年2月24日（金）午後5時まで

イ 提出場所

第3章3（1）アと同じ。

(15) 入札の中止及び延期

入札が公正に執行することができないと認められる場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行の延期又は中止をすることがあります。

(16) 入札の無効

ア 愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条（入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

イ 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ウ なお、落札決定時において第2章3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

エ また、入札書受付締切予定日時までに提出のない入札、必要な提出書類のない入札、及び代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人で行った入札も無効とします。

オ 事業費内訳書の内容に不備（入札書の名称等の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違等）がある場合には、無効とします。

(17) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された技術提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、最優秀提案者として選定された者の技術提案書については、県は最優秀提案者と協議のうえ本事業に関する報告等のために技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権等

- ア 応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとします。
- イ ただし、県が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、県が負担します。

(3) 契約に至らなかった応募者の取り扱い

契約に至らなかった応募者から提出された技術提案書については、本事業の選定に使用する以外には応募者に無断で使用しないものとします。

(4) 提出書類の返却

提出された資料は返却しません。

5 その他

(1) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本事業の応募に際しての検討以外の目的で使用することはできません。

(2) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができません。

(3) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすることとします。

第4章 契約に関する事項

1 代表法人の責務

- (1) 代表法人は、設計業務、工事監理業務、施工業務及び移転支援業務を一体として実施するため、構成員の取りまとめを行わなければなりません。
- (2) 落札者決定後、事業契約の締結までの間、代表法人及び構成員の変更は認めません。
- (3) 事業契約の締結前に代表法人が離脱した際は、落札者の地位を失うものとし、構成員の一が離脱した際は、代表法人は、当該離脱が本事業の実施に支障が出ないことについて、責任を負うものとし、ます。なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、他に規定する場合を除き、代表法人が負担するものとし、ます。
- (4) 事業契約の締結後、共同企業体の構成員のいずれかが本事業の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本事業を完成させるものとし、ます。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工等が困難と認められるときは、事業契約を解除するものとし、ます。

2 基本協定の締結

県と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の代表法人及び各構成員の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

3 事業契約の締結

県と落札者は、基本協定の締結後、設計業務、工事監理業務、施工業務及び移転支援業務を包括的かつ詳細に規定した事業契約（以下「仮契約」という。）を締結します。

4 議会の議決

本事業の事業契約締結については、愛知県議会（令和5年6月定例会予定）において議会の議決を経なければなりません。

議会の議決があったときは、その日をもって事業契約が成立した旨を仮契約を締結した落札者に対し通知し、県と落札者は、設計業務、工事監理業務、施工業務及び移転支援業務を包括的かつ詳細に規定した事業契約（以下「本契約」という。）を締結します。

5 契約書の作成の要否

要（設計・工事等請負契約約款のとおり）

6 契約の保証

- (1) 落札者は、財務規則第129条の2の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとし、ます。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
 - ウ 政令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社）の保証
- (4) (1) から (3) に掲げる契約の保証は契約の締結時までには付さなければならない。

7 請負代金

(1) 請負代金の構成

約款第 3 条に示す請負代金は、以下の費用により構成されるものとします。設計費相当額、工事監理費相当額、工事費相当額及び移転支援費相当額を業務費と総称します。

業務の区分	構成される費用の内容	費用の種類
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合庁舎等の基本設計 ・新総合庁舎等の実施設計 ・既存庁舎等の取壊し設計 ・環境整備（外構、植栽）の設計 ・積算業務 ・事前調査及び関連業務（敷地確定測量、地質調査、電波障害調査、アスベスト・PCB 含有調査等、各種申請等の業務及びその関連業務、インフラに関する協議、鉄道構造物等の近接施工に関する届出および事前協議） 	設計費相当額
工事監理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合庁舎等の施工に係る工事監理 ・既存庁舎等の取壊し工事に係る工事監理 ・環境整備（外構、植栽）の工事に係る工事監理 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務 	工事監理費相当額
施工業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新総合庁舎等の建設工事 ・既存庁舎等の取壊し工事 ・環境整備（外構、植栽）工事 ・施工に係る事前調査（近隣家屋調査）及び関連業務（協力業務、関連別途業務との連絡調整） ・施工業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務 	工事費相当額
移転支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び基本方針策定 ・什器・備品取捨選択提案 ・移転後レイアウト作成・提案 ・什器・備品発注支援業務（発注書作成支援、積算及び見積徴収含む） ・その他これらを実施する上で必要な関連業務 	移転支援業務費相当額

(2) 支払方法

支払い条件については、次のとおりとします。

ア 支払い限度額及び出来高予定額

年度	支払い限度額	出来高予定額
令和5年度	109,558,000円	121,732,000円
令和6年度	320,312,000円	355,903,000円
令和7年度	2,918,520,000円	3,242,800,000円

なお、支払い限度額及び出来高予定額については入札後変更することがあります。

イ 前金払及び中間前金払

約款第36条の規定に基づき前金払及び中間前金払を行います。その条件については、次のとおりとします。

(ア) 前払金

- (a) 設計業務の前払金の率は、10分の3とする。
- (b) 工事施工業務の前払金の率は、10分の4とする。
- (c) 令和5年度の前払金の支払い限度額は、アに定める令和5年度出来高予定額に、イ(ア)(a)に定める率を乗じて得た額とする。
- (d) 令和6年度の前払金の支払い限度額は、アに定める令和6年度出来高予定額に、イ(ア)(b)に定める率を乗じて得た額とする。
- (e) 令和7年度の前払金の支払い限度額は、アに定める令和7年度出来高予定額に、イ(ア)(b)に定める率を乗じて得た額とする。
- (f) 令和8年度の前払金の支払い限度額は、請負代金額に、イ(ア)(b)に定める率を乗じて得た額から、支払済の前払金の合計額を控除した額とする。
- (g) 令和6年度末における出来高がアに定める令和6年度出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和7年度の前払金を請求することはできない。
- (h) 令和7年度末における出来高がアに定める令和7年度出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和8年度の前払金を請求することはできない。
- (i) 前払金の支払い最高限度額は(2)カに定める保証事業会社がした当該業務の保証の範囲内とします。なお、算出された金額に1万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とします。支払時期は、受注者の適法な請求書を受領した日から14日以内とします。

(イ) 中間前払金

年度	金額	回数
令和6年度以降	各年度の工事出来高予定相当額の2割以内	年度毎に1回

算出された金額に1万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とします。

ただし、部分払の請求を行った場合は、中間前払金の支払請求はできません。

支払時期は、受注者の適法な請求書を受領した日から14日以内とします。各年度の中間前払金の支払い請求は、各年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつ工程表により、その時期までに実施すべき作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額の2分の1以上に相当するものでなければなりません。

ウ 部分払

約款第 38 条の規定に基づき部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

- (ア) 令和 5 年度においては、基本設計完了時に基本設計費を請求することができる。ただし、支払限度額は、76,349,000 円とする。
- (イ) 令和 6 年度以降において請負者は、約款第 38 条（部分払）に基づき工事の完成前に、アに示す支払い限度額の範囲において出来形部分に相応する請負代金相当額 10 分の 9 以内の額について、部分払を請求することができる。
- (ウ) 各会計年度において中間前払金を請求した場合は、当該会計年度において部分払を請求することはできない。ただし、各会計年度末は次の額の範囲内で部分払の請求をすることができる。

部分払金の額 ≤ 請負代金額 × 出来形割合 × 9 / 10 - 前払金額及び中間前払金額 × 出来形割合 - 支払済部分払金の額
算出された金額に 1 万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とします。

- (エ) 支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から 14 日以内とします。

エ 部分引渡し

- (ア) 設計業務成果品又は工事目的物について、発注者が要求水準書において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、約款第 39 条（部分引渡し）に基づき当該指定部分を引渡し、部分引渡しに係る請負代金を請求することができる。
- (イ) 支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から 14 日以内とします。

オ 完了払金

年度	金額
令和 8 年度	契約金額から令和 8 年度までに支払った前払金、中間前払金及び部分払金に係る金額を差し引いた額とする。

請求時期は、本事業完了後とします。

支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から 40 日以内とします。

カ 保証事業会社

愛知県が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社とします。

(3) 各段階での請負代金額の決定方法

本事業は、契約段階で要求水準書および技術提案書に対して請負代金額の総額（以下「総価」という。）を取決めます。本事業の進捗と請負代金額の考えは、次のとおりとします。

ア 落札者決定後

受注者は、落札者決定後速やかに入札時に提出した事業費内訳書と同様式の請負代金内訳書を提出します。

イ 設計段階の変更指示の対応

設計段階で、設計変更が発生した場合は、その内容が県の指示で要求水準書の内容等の変更に該当

する場合のみ、請負代金額の変更の対象とします。その場合の変更金額は、「アの請負代金内訳書」による変更部分のみの数量の増減と単価により算出された金額を増減金額とします。「アの請負代金内訳書」にない単価については、同等の単価レベルとし、県と受注者の協議によって決定します。

ウ 設計段階の変更契約

実施設計を完了した段階で、イの設計変更の対象とされた内容の増減金額を変更後の請負代金額とし、実施設計図書の内容と入札説明書等で変更契約を締結します。併せて、変更契約締結後 14 日以内に当該変更金額に対する請負代金内訳書を提示します。この請負代金内訳書は、実施設計図書の正確な数量内訳を利用し、総価が変更契約後の請負代金額になるように単価を設定し作成するものとします。また、提出後、県と受注者の協議のうえ、速やかに、変更契約にともなう単価合意書を取り交わします。

エ 施工段階の変更指示の対応

施工段階で、設計変更が発生した場合は、その内容が県の指示で要求水準書の内容等の変更該当する変更の場合のみ、請負代金額の変更の対象とします。その場合の変更金額は、「ウの請負代金内訳書」による変更部分の数量の増減を増減金額とします。「ウの請負代金内訳書」にない単価については、同等の単価レベルとし、県と受注者の協議によって決定します。

オ 施工段階の変更契約

施工段階で、エの設計変更の対象とされた内容の増減金額を請負代金額とし、設計変更内容と入札説明書等で変更契約を締結します。併せて、変更契約締結後 14 日以内に当該変更金額に対する請負代金内訳書を提出します。この請負代金内訳書は、変更設計図書の正確な数量内訳を利用し、総額が変更契約後の請負代金額になるように単価を設定し作成するものとします。

カ その他

請負代金内訳書と実際の施工との数量等の相違、発注者指示による要求水準書の内容変更に該当しない設計変更については、請負代金額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対応を実施するものとします。

請負代金額の変更を伴う変更契約を締結する場合など、愛知県議会の議決等が必要な場合は、議会の議決等の後、本変更契約となるため、本変更契約前に、変更箇所に着手することができません。

(4) 実施設計完了後の変更契約時以降の請負代金内訳書の作成方法

当該請負代金内訳書は、以下の内容にて作成し、提出することとします。

- (ア) 数量根拠は公共建築工事積算基準による。
- (イ) 内訳書は、RIBC により作成とする。
- (ウ) 内訳書は印刷物と電子データとし、次を提示するものとする。
 - a. 請負代金内訳書（金入）（RIBC データと印刷物の両方）
 - b. 請負代金内訳書（金抜）（RIBC データと印刷物の両方）
 - c. 参考見積を徴収した場合は参考見積書（PDF データと印刷物の両方）

(5) 設計変更以外の請負代金額の改定方法考え方

ア 改定に対する基本的な考え方

(ア) 請負代金額の改定

- (a) 物価変動を勘案した費用改定については、原則として改定しない。設計・施工期間中の物価リスクについては、県と受注者の双方が負担するものとする。具体的には、イに示す場合に、物価変動を踏まえ一定の改定を行う。
- (b) 受注者の責めによらない事由による数量変動リスクは、県が負担するものとし、数量変動を踏まえ一定の改定を行う。具体的には、イに示す場合に、数量変動を踏まえ一定の改定を行う。

(イ) 金利変動を勘案した費用改定

原則として改定しない。

イ 具体的な改定方法

(ア) 物価変動に伴う費用改定

- (a) 県及び受注者は、事業契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができ、県又は受注者は、相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。
- (b) 変動前の請負代金額(契約書に定められた請負代金額から、(c) i の基準日における出来形(業務の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいい、以下「変動前残業務費」という。)と変動後の業務費相当額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいい、以下「変動後残業務費」という。)との差額のうち変動前残業務費の1,000分の15を超える額(以下、「スライド額」という。)について、業務費相当額に加算した額を改定額と定めるものとする。
- (c) 請負代金額の改定手続きは、次に示すとおりとする。
 - i. (a)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
 - ii. 県は、基準日から7日以内に出来形を確認し、変動前残業務費を定め、受注者に通知する。
受注者は、県が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
 - iii. スライド額については、事業契約締結の日と基準日との間の物価指数に基づき、スライド額及び業務費の改定額について、県と受注者で協議して定める。ただし、(a)で定めた協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、県は、スライド額及び業務費相当額の改定額を定め、受注者に通知する。
 - iv. 上記iiiの協議の開始日については、県が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、県が上記(a)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、県に通知することができる。
- (d) 上記(a)の規定による請求は、本項の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記(a)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の(a)の定めに基づく請負代金額変更の基準日」と読み替えるものとする。
- (e) 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、業務費相当額が不相当となったと認められるときは、県又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- (f) 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、県又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- (g) 次項「(イ) 数量変動に伴う費用改定」に定める設計業務完了後の変更契約を行う場合は、本「(ア) 物価変動に伴う費用改定」を準用する。
- (h) 上記(e)又は(f)の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上記(b)及び(c)に準ずるものとするが、必要に応じ、県と受注者が協議し決定するものとする。変動前残業務費の算定方法については、県が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
- (i) 使用する指標及び計算方法については、国土交通省「工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」、同「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」、同「工事請負契約書第25条（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」を踏まえ、県と受注者が協議し決定するものとする。受注者の責めによらない事由により、要求水準書の内容変更に伴う設計の変更を行った場合で、当該変更に伴い最新の請負代金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、受注者と県の協議により請負代金額の変更を行う。

(イ) 数量変動に伴う費用改定

- (a) 受注者の責めによらない事由により、要求水準書の内容変更に伴う設計の変更を行った場合で、当該変更に伴い最新の請負代金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、受注者と県の協議により請負代金額の変更を行う。
- (b) 計算方法については、当該変更部分の変更による数量の変動を踏まえ、県と受注者が協議して決定するものとする。
- (c) 請負代金内訳書の内容と実際の施工との数量等の相違、要求水準書の内容変更に関与しない設計変更については、工事費相当額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対応を実施するものとする。

(6) 提案内容の履行の確保

落札者が技術提案時に提示した提案内容（採用されなかったものを除く。）については、契約書の一部とし、落札者の責に帰すべき事由により、性能、機能、技術など評価された項目（以下「評価項目」という。）が達成されなかった場合の取り扱いは、以下のとおりとします。

ア 再度の業務

評価を受けた提案の評価項目に関して、再度の業務を行わせることが合理的であると発注者が認めた場合、落札者は、再度の業務を行い、落札者が提案時に提示した評価項目を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額又は損害賠償請求

当該評価項目に関して落札者に再度の業務を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合、発注者は、検査等によって確認された当該評価項目の状況に基づき評価点（確認された当該評価項目の状況が最低限の要求水準を満たさない場合あっては、最低限の要求水準との差について評価点について評価点の算出方法に準じて計算した点数を減じたものを評価点とみなす。）の再計算を行った場合に、落札者の選定時における評価値を確保するのに見合う金額と落札者の当初契約金額との差額を、本事業の完成引渡し前においては契約金額から減額し、本事業の完成引渡し後において

ては損害賠償請求等を行うこととして、その場合の算出方法は次の通りとする。

$$\text{減額又は損害賠償額} = \{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初契約金額（円）

α ：当初の評価点

β ：検査等によって確認された提案の状況に基づき再計算した評価点

第5章 その他

1 関連情報を入手するための照会窓口

ア 問い合わせ先

愛知県総務局総務部総務課 総務・人事・広報グループ 担当：米本、板垣、高橋
名古屋市中区三の丸三丁目 1-2（郵便番号 460-8501）
電話 052-954-6021（ダイヤルイン）

2 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

3 その他

- (1) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 「第1章 対象事業」の(3)に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (3) 配置予定の技術者について
 - ア 落札者は、技術提案書等に記載した配置予定の技術者を本事業に配置すること。
 - イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任が求められない場合を除く）。この場合は入札書の提出期間内に、辞退届（様式 5-1 又は様式 5-2）を提出してください。

なお、入札書を提出した後に辞退する事由が生じた場合は、第3章3（1）アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届（様式5-1又は様式5-2）を提出してください。

- ウ 実際の工事に当たって、技術提案書等必要な書類に記載した配置予定の監理技術者、主任技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限りです。
- （4）工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- （5）この入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による愛知県議会の議決を要するため、落札者は落札決定後速やかに仮契約を締結し、愛知県議会の議決を経た上で契約を確定します。
- （6）議決を得るまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあります。この場合においては、県は一切の損害賠償の責任を負いません。
- （7）この契約は、愛知県公契約条例（平成28年愛知県条例第10号）第9条に規定する公契約に該当するため、契約締結後、請負者及び下請負人から、作業現場における自ら使用する労働者の労働環境報告書の提出及び労働者の賃金単価等に関する報告を求めます。また、作業現場の見やすい場所等に、発注者が作成した「労働環境の確認について」（チラシ）を提示し、その内容を下請負人及び労働者に周知するとともに、労働環境の確認措置に関する質疑応答集を備え置かなければなりません。

別表 リスク分担表

<共通>

リスク項目		リスクの内容		分担	
				県	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
契約締結		2	県の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	
		3	事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合		○
社会リスク	周辺住民等への対応	4	施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○	
		5	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償	6	県の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
		7	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
	環境保全	8	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
制度関連リスク	政策	9	政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○	
	法制度(税制度含)	10	本事業の施設整備に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		11	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可取得	12	県が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		13	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
不可抗力リスク	不可抗力	14	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの	協議による	
金利変動		15	設計・建設期間における金利変動による事業者の経費増減によるもの		○
債務不履行リスク		16	県の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○	
		17	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○

<設計段階>

リスク項目		リスクの内容		分担	
				県	事業者
設計リスク	設計	18	県の提示条件、指示の不備、県の要求に基づいた変更によるもの	○	
		19	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
	測量、調査	20	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	建設着工遅延	21	県の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		22	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

<建設段階>

リスク項目		リスクの内容		分担	
				県	事業者
建設リスク	敷地・既存撤去物	23	地中障害物やその他事業者が予見できない事項に関するもの	協議による	
	工事監理	24	工事監理に関するもの		○
	工事費増加	25	県の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		26	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延	27	着工後における県の指示等、県の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		28	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	物価上昇	29	建設期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの	協議による	
	既存施設	30	事業者の施設設計・施工に起因する既設施設の改修、修補等		○
	引渡前損害	31	引渡前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
要求性能の未達	32	施設完成後、県の調査により要求性能不適合（施工不良を含む）が発見された場合		○	